

## 検討の方向性及び論点（案）

### <論点>

○令和6年育児・介護休業法改正で設けられた

- ①介護に直面した労働者が申出をした場合の両立支援制度等に関する個別周知・意向確認（育児・介護休業法第21条第2項）
- ②介護に直面する前の早期の情報提供（育児・介護休業法第21条第3項）
- ③介護休業、介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備の措置（育児・介護休業法第22条第2項及び第4項）

について、介護離職の防止に向けて効果的な制度運用を促す観点から、標準的な仕様や、取扱いを分かりやすく示すこととしてはどうか。

### <成果物のイメージ>

○こうした検討は、既存の成果物も参照しつつ、先進的な取組を行う企業や有識者等へのヒアリング等を通じて行うこととするが、最終的な成果物については、

- ①「支援ツール（ガイドライン（仮称））」

・ 大量の資料を読む時間的余裕のない中小企業経営者や労働者であっても、仕事と介護の両立（支援）に取り組むに当たってのポイントや取組方法を即座に理解できるような、簡便で分かりやすく、分量も多くないもの

- ②「付属資料」

・ ①の付属物として公表可能な、既存成果物や様式等をマッピングしたもの

- ③「報告書」

・ 本研究会において実施するヒアリング等で得られた知見や参考情報等を整理してとりまとめたもの

の3点を想定し、①を主たる成果物として作成することとしてはどうか。

### <ヒアリングの方向性>

○本研究会においては、回数や日程の制約等も踏まえ、ヒアリングは本研究会当日に行うもののほか、あらかじめ本日の研究会の議論を踏まえて決定した「質問事項」に沿って、事務局においても実施するもの

とし、当該企業等の了承を得た上で、ヒアリング結果を本研究会に報告することとしてはどうか。

この際、本研究会参集者から希望があった場合には、事務局が実施するヒアリングに参加していただくこととしてはどうか。

○ヒアリングにおける質問事項については、「企業向け」と「団体、有識者向け」に分けるものとし、それぞれ、

- ・介護離職防止のための取組を行っていくに当たって留意している点や、
- ・＜論点＞の３つの措置の具体的取組やその参考資料
- ・＜論点＞の３つの措置の相互の連携や全体像の設計として留意していること

などを中心に事務局で作成した別添の「質問事項（案）」を、本日の研究会でご議論いただき、その結果を踏まえて確定することとしてはどうか。

○ヒアリング候補企業・有識者等として意見を聴くべき者としてどのようなメンバーを追加すべきか。